

新たな過疎対策法の制定を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業振興等に一定の成果を上げているところである。

過疎地域は、安全な食料や水の供給、国土の保全等、国民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を果たしているが、著しい人口減少や少子高齢化を背景に、農地の遊休化、森林の荒廃、公共交通機関の廃止等、依然として様々な課題を抱え、極めて深刻な状況に直面している。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末で失効することとなり、更なる対策を講じなければ、財政力の脆弱な過疎地域はより厳しい状況に陥ることが懸念されることから、切れ目ない支援が必要不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、過疎地域が果たす役割の重要性に鑑み、地域及び住民の暮らしの健全な維持・存続に向けて、引き続き総合的な過疎対策の充実強化を図るため、令和3年度を初年度とする新たな過疎対策法を制定するよう強く要請する。